
舞鶴市国民健康保険運営協議会からの答申について

舞鶴市国民健康保険運営協議会に対し、2月9日、多々見市長より諮問いたしました事項について、同協議会において審議の結果、本日、別紙のとおり同協議会会長から答申がありましたのでお知らせします。

【お問い合わせ先】

保険医療課：☎0773-66-1003（内線2160）、FAX0773-62-7957
E - M a i l : hoken-iryuu@city.maizuru.lg.jp



令和5年2月17日

舞鶴市長 多々見 良三 様

舞鶴市国民健康保険運営協議会

会 長 岸田 圭一郎



答 申 書

令和5年2月9日付け舞福保第167号により諮問のありました事項について、本協議会において慎重審議をしました結果、下記のとおり答申します。

記

諮問事項1の保険料賦課限度額の見直しについては、中間所得者層の負担緩和に資することから適当と認める。

諮問事項2の保険料軽減制度の対象となる所得判定基準の見直しについては、経済動向等を踏まえ所得水準の全体的な上昇の影響で、軽減を受けている世帯の範囲が縮小しないよう見直しを行うものであり適当と認める。

諮問事項3の出産育児一時金の改正については、健康保健法施行令における改正を国民健康保険においても適用し被保険者の負担軽減に資するものであり適当と認める。

諮問事項4の令和5年度1人当たり保険料については、本来負担いただくべき保険料額に引き上げる必要があるが、コロナ禍での厳しい経済動向や物価高騰などの社会情勢を踏まえ、急激な引上げとならないよう基金を活用し、医療分と支援分は据置き、介護分は段階的な引き上げとすることは、被保険者の負

担を軽減するとともに、国民健康保険の安定的な運営を図る上、必要であることから適当と認める。

団塊の世代が後期高齢者に移行する中、それに伴う支援金支払いの増加等により国民健康保険は、厳しい財政運営が迫られている。市として制度の安定化を進めるため、引き続き保険料の更なる収納確保と被保険者の健康の保持増進や医療費適正化に取り組まれるよう要望する。

特に、医療費の抑制を図るため、被保険者の特定健康診査の受診促進や健康づくり、疾病予防など、保健事業を積極的に取り組まれない。

以上